

表5 病気休暇の状況(令和4年4月1日現在)

(単位：団体)

区分	団体数	原則、必要最小限の期間とし、連続取得日数の上限を90日（または3ヶ月）と定めている。	左記以外
都道府県	47 (100.0%)	40 (85.1%)	7 (14.9%)
指定都市	20 (100.0%)	17 (85.0%)	3 (15.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,563 (90.8%)	158 (9.2%)
合計	1,788 (100.0%)	1,620 (90.6%)	168 (9.4%)

(注) 1 「左記以外」となる団体は、上限日数（月数）が異なる、年間で取得日数の上限を定めている等である。